

# 生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

## ○継続分 7 件

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の 意 見	執行機関に 対する措置
							送付 回答
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間を国民年金でつなぐ場合の期間の延長に関することについて					
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター事業の充実について					
陳情第65号 (20.6.9)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族会連合会 理事長 鵜川 克己	精神障害者の地域移行支援に関することについて					
陳情第71号 (20.8.29)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族会連合会 理事長 鵜川 克己	精神障害者の地域生活確立を促す保健福祉に関することについて					
陳情第73-1号 (20.9.8)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県青年司法書士協議会 会長 平口 裕章	貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を底上げすることを求める意見書の採択を求めることについて					
陳情第88号 (20.10.30)	倉敷市加須山422 小山 陽道	岡山県財政構造改革プランに提示された基幹型地域生活支援センター・ゆうの運営費削減をしないことを求めることについて					
陳情第98号 (20.12.2)	岡山市北区南方2-13-1 特定非営利活動法人 岡山県腎臓病協議会 理事長 熊澤 潤一	単県医療費公費負担制度の負担軽減を求めることについて					

生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

## ○新規分 1 件

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会					執行機関に 対する措置		
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	送付	回答
陳情第112号 (21.6.9)	岡山市中区旭東町 2-3-21 岡山県生活と健康を守 る会連合会 会長 大西 幸一	生活保護の母子加算 復活を要求する国への 意見書を求めることに ついて						

生活環境保健福祉部会 陳情一覧表

○継続分 陳情 7件

受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	採 否	部 会 の 見 意
陳情第2号 (19. 4. 2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下富夫	公的年金の未加入期間を国民年金で つなぐ場合の期間の延長に関するこ とについて		
陳情第37号 (19. 11. 20)	岡山市南区大福 281-5 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター事業の充実 について		
陳情第65号 (20. 6. 9)	岡山市南区内尾 739-1 特定非営利活動 法人 岡山県精神障害 者家族会連合会 理事長 鵜川克己	精神障害者の地域移行支援に関する ことについて		
陳情第71号 (20. 8. 29)	岡山市南区内尾 731-9 特定非営利活動 法人 岡山県精神障害 者家族会連合会 理事長 鵜川克己	精神障害者の地域生活確立を促す保 健福祉に関することについて		
陳情第73-1号 (20. 9. 8)	岡山市北区富田 町2-9-8 岡山県青年司法 書士協議会 会長 平口裕章	貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を 底上げすることを求める意見書の採 択を求めることについて		
陳情第88号 (20. 10. 30)	倉敷市加須山422 小山陽道	岡山県財政構造改革プランに提示さ れた基幹型地域生活支援センター・ ゆうの運営費削減をしないことを求 めることについて		
陳情第98号 (20. 12. 2)	岡山市北区南方 2-13-1 特定非営利活動 法人 岡山県腎臓病協 議会 理事長 熊澤潤一	単県医療費公費負担制度の負担軽減 を求めることについて		

○新規分 陳情 1件

受 理 番 号 (受理年月日)	提 出 者	要 旨	採 否	部 会 の 意 見
陳情第112号 (21.6.9)	岡山市中区旭東 町2-3-21 岡山県生活と健 康を守る会連合 会 会長 大西幸一	生活保護の母子加算復活を要求する 国への意見書を求めることについて		

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間 を国民年金でつなぐ場 合の期間の延長に関す ることについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

公的年金の未加入期間は、国民年金によってつなげるのは2カ年以内となっているが、5年程度に幅を広げてほしい。

(陳情理由)

数年前は企業不振が相次ぎ、リストラ等で職を失い、次の職探しに必死になっているうちに、知らぬ

間に2年以上経過しているという人たちが多くいる。  
 現在未加入期間が2年より長くても、5年程度は国民年金でつなげるように、社会保険の法令を改訂していただきたい。  
 国民年金に加入しない人も多中、加入して未加入期間をなくしたい人には、ぜひ希望をかなえるように法令の改訂を急ぎお願いしたい。国への上申を早急に願いたい。県議会で審議が遅れないようにしていただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

国民年金保険料の未納への対応については、年金制度を運営する国において検討がなされているところであり、その動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター 事業の充実について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

難病相談・支援センター事業を充実したものにして  
いただきたい。

(陳情理由)

1 患者会への支援

今までの支援と、今後どのように患者会と連携を  
持ちながら支援をする計画か。

2 専門的なネットワークが機能するセンター

各保健所の事業との連携で、どのような役割を担  
っているか不透明。

また、特に地域ネットのある保健師との連携をと  
って継続的なケアを続けてほしい。

3 関係機関との連絡調整

特に医療とは切り離せない現状なので、医療シス  
テムの不満など、具体的に改善の方向で医療機関と  
の調整をより進めてほしい。

4 出前医療相談の実施

遠隔地にいる患者の生の声を聞いて、センターと  
しての必要に応じた対応を切に望む。

執行部意見

(保健福祉部)

難病相談・支援センター事業については、従来から岡山県難病団体連絡協議会の  
代表が参加する運営協議会において、事業内容を協議し、患者ニーズを踏まえなが  
ら相談、支援など事業の充実に努めているところである。

さらに、平成21年度から、患者団体をはじめ経済団体や関係行政機関を構成員  
とした「難病患者就労支援ネットワーク会議」を開催し、就労支援事業を推進する  
とともに、県北地域での相談体制の整備として、奇数月の第3水曜日に美作保健所  
において出張相談を実施しているところである。

(医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会							
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置		
陳情第65号 (20.6.9)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族 会連合会 理事長 鵜川 克己	精神障害者の地域移行 支援に関することにつ いて				送付	回答	

[陳情の内容]

(陳情理由)

私たち家族会は、病院や施設から地域への大きな流れの中で、精神障害者が地域で普通に生活できる環境を整えるために、岡山県障害者長期計画並びに岡山県障害福祉計画に沿って、精神障害者に正しい理解の啓発と市町村を実施主体とした在宅支援事業が進められていることに、その拡充と推進に大きな期待を寄せている。

一方、地域間の格差や精神障害者の地域移行に係る住居の確保が十分でないことに不安を感じている。

県では、民間賃貸住宅の家賃保証のための保証料の助成制度が施策化され、実施されているが、実際にはあまり機能していない。

住まいの確保は、退院可能な精神障害者1300名の地域での受け入れ要件の最重要課題だとの認識から、次のことにつき御検討いただきたい。

(陳情趣旨)

岡山県障害福祉計画に、退院可能な精神障害者の地域生活への移行について、「受け入れ条件を整えば、退院可能な精神障害者について、その条件を整えてい

くことにより平成23年度末までに1100名程度の退院を目指します。」との目標を定めている。その目標を達成させるために最も重要な精神障害者の住まいが確保できるように格段の配慮をお願いしたい。

(陳情事項)

1. あんしん賃貸支援事業を実施していただきたい。
2. 居住サポート事業が全県で実施されるよう、市町村を支援していただきたい。
3. 地域移行を推進するために、単身者や身寄りのない精神障害者が県営住宅で生活できるよう、保証人に関する配慮をお願いしたい。
4. 県営住宅をグループホーム・ケアホームとして利用できるようにしていただきたい。
5. 各市町村の公営住宅についても県営住宅と同様に、単身入居やグループホーム・ケアホームとしての利用ができるように配慮をお願いしたい。

執行部意見

(保健福祉部)

精神障害者の地域移行を推進するため、20年度に関係行政機関や民間団体等で構成する精神障害者地域移行推進協議会の住宅部会において、住宅の確保などの課題について検討し、報告書にとりまとめた。本年度は、この報告書に基づいて住宅確保に向けたシステムづくりを推進することとしている。

(健康対策課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の 見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第71号 (20.8.29)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族 会連合会 理事長 鵜川 克己	精神障害者の地域生活 確立を促す保健福祉に 関することについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

- 1 基幹型地域生活支援センター・ゆうの運営事業に  
対するニーズの増大にこたえられる予算措置をお願い  
する。

基幹型地域生活支援センター・ゆうの運営事業が、  
退院促進の事業を担って県下一円を支援活動の範囲  
としていることから、利用者数や利用者ニーズの多  
様性にこたえられる体制整備が必要と考えられる。

執行部意見

(保健福祉部)

基幹型地域生活支援センターの運営については、関係団体等の意  
見も伺いながら、必要な予算の確保に努めているところである。

(健康対策課)



付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第73-1号 (20.9.8)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県青年司法書士協 議会 会長 平口 裕章	貧困の連鎖を断ち切 り、市民生活を底上げ することを求める意見 書の採択を求めること について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

1 雇用政策の拡充

労働に関する規制緩和が繰り返され、労働者の非正規雇用化を急激に進めてきた結果、不安定就労と低賃金労働が増大した。非正規労働者には教育訓練の機会がほとんどなく、貧困に固定化される構造が生まれている。職場に残された正社員も、人員削減による多忙化、非正規雇用に切りかえられる不安のもとで長時間労働を強いられている。本来人間らしい生活を実現するための労働が、かえって人々の人間らしい生活を脅かし、人々に先の見えない不安が広がっている。不安定就労者や低賃金労働者の雇用政策の拡充に取り組みなければならない。

2 社会保障制度の拡充

社会保障制度が、受給抑制、自己負担増と給付削減が続く中で機能不全に陥っている。一たん収入の低下や失業が生じると生活が崩壊し、社会保障制度によっても救済されず、どこまでも滑り落ちていく構造が生まれている。社会保障制度による市民生活の底支えを構築しなければ、一たん貧困に陥ったら最後、必死に努力しても貧困から抜け出せず、その

貧困が世代を越えて無限に連鎖していくことになる。だれもが地域の一員として安心して生活し続けることのできる社会を実現し、地域社会に活力を取り戻すために、国は憲法第25条に規定されたみずからの責務を果たし、地方に責任と費用負担を押しつける安易な権限移譲は行わず、生活保護費の国庫負担割合を増大させ、年金や生活保護制度などの社会保障制度を拡充すべきである。

以上の理由により、貧困の連鎖を断ち切り、だれもが地域の一員として安心して生活し続けることのできる社会にするため、貴議会が、国会及び厚生労働省に対し、下記項目の実現により市民の生活の底上げに取り組むことを求める意見書の提出を採択していただくよう陳情する。

(陳情事項)

1 不安定就労者や低賃金労働者の雇用政策の拡充に取り組むこと。

(産業労働警察委員会付託：平成21年3月16日不採択)

2 年金や生活保護などの社会保障制度を充実させること。

執行部意見

(保健福祉部)

年金や生活保護などの社会保障制度については、国民の暮らしを支える最も重要な社会基盤であるという観点から、社会保障国民会議や社会保障審議会など国において制度の在り方が検討されているところであり、今後ともその動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課、障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 見	執行機関に 対する措置	
陳情第88号  (20.10.30)	倉敷市加須山422  小山 陽道	岡山県財政構造改革プランに提示された基幹型地域生活支援センター・ゆうの運営費削減をしないことを求めることについて				送付	回答

[陳情の内容]

(陳情理由)

基幹型地域生活支援センター・ゆうは、24時間の電話相談、当事者の都合で宿泊できるホステル、日中の生活支援を総合的に連携させた事業運営がされており、他の事業所ではできない全県を対象としたもので、私たちにとってなくてはならないものとなっている。

私たち岡山県下の精神障害者は、基幹型地域生活支援センター・ゆうを発信源として県下の精神障害者が

力を合わせ、すべてを人に頼るのではなく、自分たちの生活は自分たちで守り自立していくための活動を推進していくために努力を始めたばかりである。

「ゆう」は私たちにとって、かけがえのない存在である。

(陳情事項)

岡山県財政構造改革プランに提示された基幹型地域生活支援センター・ゆうの運営費削減はしないでいただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

基幹型地域生活支援センター「ゆう」が提供するサービスの質と量を担保しつつ、平成23年度末までに現行の運営主体が、障害者自立支援法に基づくサービス提供事業者へ円滑に移行できるようにすることにより、同法の制度を活用するなどして、将来にわたって自立して運営できるようになることを目指しているところである。

(健康対策課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第112号 (21.6.9)	岡山市中区旭東町 2-3-21 岡山県生活と健康を守る 会連合会 会長 大西 幸一	生活保護の母子加算 復活を要求する国への 意見書を求めることに ついて					

[陳情の内容]

生活保護の母子加算は1949年に子育てをひとりでする母親には追加栄養などが必要であることを理由に創設され、1級地23,260円～3級地20,020円を18歳以下の子供がいるひとり親世帯に2004年度まで支給されていた。その後、3年間かけて減額、2009年4月から平均所得の母子世帯の消費水準と比較しても高いと廃止した。母子家庭が置かれている実態を全く把握していない。

母子世帯の実態は「食費を削り、しかし育ち盛りの子供には何とか食べさせたい」「節約のため衣服は我慢しなければならない」「子供が熱を出しても仕事が休めず知人にお願ひもいつもできない」「子供にいつも我慢しなさいということがとてもつらい」さらに父親の役割も果たさなければならないなど経済的にも精神的にも大きな負担がかかっている。

母子世帯の収入は一般世帯の収入の4割に満たないので、生活安定のためには一層の手だてこそ必要で

ある。1980年には、中央社会保障審議会生活保護専門分科会中間的取りまとめで「配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対して、通常以上の労働に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用など余分に必要となる」と確認している。

私たち生活と健康を守る会は、全国18道府県177名(6月5日現在)の方が、母子加算廃止は憲法25条に違反していると審査請求を行った。

6月4日には、民主党、共産党、社民党、国民新党、野党4党が母子加算復活法案を国会に提出した。

私たちは、こうした状況のもとで生活保護制度をよりよい制度にしていくために、次の要求が実現されるよう地方自治法第99条の規定により、国の機関への意見書を提出していただきたい。

(陳情事項)

生活保護母子加算の復活を国に要求していただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

母子加算の廃止については、国において生活保護制度の在り方に関する専門委員会等の意見を踏まえて検討の結果、母子加算を除いた生活扶助基準額と一般母子世帯における消費支出額が概ね均衡となっていたことから、段階的な廃止となったものである。

(障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第98号 (20.12.2)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館き らめきプラザ2F ゆうあいセンター内 特定非営利活動法人 岡山県腎臓病協議会 理事長 熊澤 潤一	単県医療費公費負担制 度の負担軽減を求める ことについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

所得区分の低所得Ⅰ、Ⅱの自己負担について、自己負担の軽減をお願いします。

(陳情理由)

- 1 全国で最も低い所得制限の上に、住民票（世帯の中で一番高い所得）を基準にした所得区分は、障害者本人、また、障害者を抱える家族にとって負担が大変大きく厳しいものである。障害者自立

支援医療でも、障害者の自己負担軽減のため、健康保険制度による世帯合算を適用している。そのため、本人の所得が低くても、自己負担が大きくなっている障害者が多い。

- 2 平成21年3月までは、低所得者Ⅰ、Ⅱの自己負担については、激減緩和措置がされている。岡山県医師会透析医部会のアンケート調査結果においても、透析患者の通院にかかる費用は、平均で1万円を超えており、患者にかかる負担は、心身にかかる負担、経済的負担と厳しいものである。平成21年4月以降の継続をお願いします。

執行部意見

(保健福祉部)

心身障害者医療費公費負担制度については、給付と負担の公平を図り、持続可能な制度となるよう見直したものであり、所得の低い方々に対しては、負担限度額を低く設定したうえで、さらに本年3月までの経過措置として、激変緩和を行ってきたところである。

なお、現下の厳しい社会・経済情勢等を踏まえ、医療費負担の軽減により障害のある人の生活支援を行うため、本年7月から平成23年6月の2年間、所得の低い方々の外来自己負担限度額を半額とする措置を講じたいと考えている。

- ・低所得Ⅰ 本来の負担限度額2,000円→減額後1,000円
- ・低所得Ⅱ 本来の負担限度額4,000円→減額後2,000円

(障害福祉課)